

生駒市いじめ防止基本方針（令和 3 年 4 月・令和 4 年 4 月）新旧対照表

令和 3 年 4 月	令和 4 年 4 月
<p>(1 ページ)</p> <p>本市が平成 28 年 6 月に策定した「教育大綱」の基本方針「21 世紀を生き抜く<u>優しく</u>たくましい人づくりを進めるために、また、平成 25 年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)に基づくいじめの防止等のための対策を包括的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)を策定するものである。</p> <p>(3 ページ)</p> <p><u>いじめ問題が発生したときは、</u>きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決とする。</p> <p>(5 ページ)</p> <p>(2) 警察との連携を強化し、<u>スクールサポーター</u>との情報共有を積極的に行い、いじめ問題への早期対応、支援に努める。</p>	<p>(1 ページ) 囲み部分修正</p> <p>本市が令和 2 年 6 月に策定した「教育大綱」の基本方針「21 世紀を生き抜く<u>しなやかで</u>たくましい人づくりを進めるために、また、平成 25 年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)に基づくいじめの防止等のための対策を包括的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)の<u>施行状況を検討し、一部を改定するものである。</u></p> <p>(3 ページ) 囲み部分修正</p> <p><u>いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、</u>きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決とする。</p> <p>(5 ページ) 囲み部分修正</p> <p>(2) 警察との連携を強化し、<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等</u>との情報共有を積極的に行い、いじめ問題への早期対応、支援に努める。</p>

(5 ページ)

2-1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市の基本方針を踏まえ、学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組についての基本的な方向及び取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

(6 ページ)

- ・いじめの疑いに関する情報があつた場合の緊急会議の招集及び迅速な情報収集、緻密な情報共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携体制の構築などが想定される。

(5 ページ) 囲み部分加筆

2-1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び市の基本方針を踏まえ、学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組についての基本的な方向及び取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

さらに策定した学校基本方針については、各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(6 ページ) 囲み部分加筆

- ・いじめの疑いに関する情報があつた場合の緊急会議の招集及び迅速な情報収集、緻密な情報共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携体制の構築
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む)などが想定される。

(7 ページ)

2-5 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で対応を完結させることがないようにする。校内の「いじめ対策委員会」を中心に速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人権を守り健やかな成長を支援するという教育的配慮を持って、加害児童生徒及び被害児童生徒に細やかに対応する。
- (2) 被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) 加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的に適切な指導・支援を行う。

(7 ページ) 囲み部分修正

2-5 いじめへの対処

- (1) 法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。
また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- (2) 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。また児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(7ページ)

- (4) これらの対応について、**学校全教職員が認識を共有し、保護者の協力を得て、教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。**

(7ページ) 囲み部分修正

- (4) これらの対応について、**教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。**

(7ページ) 囲み部分加筆

2-6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段

階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、また被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

(7 ページ)

2 - 6 地域社会・家庭との連携

(8 ページ) 囲み部分修正

2 - 7 地域社会・家庭との連携

(7ページ)

2-7 関係機関との連携

いじめ防止等の対策のため、**市教育委員会**、警察、県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンターゆう、法務局、医療機関などの関係機関と、日常的な情報交換や連絡会議を開催するなど適切な連携を進める。

2-8 教職員研修の実施

(8ページ)

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。また、自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがあるとき。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と判断したとしても、迅速に報告・調査等に着手する。

(8ページ) 囲み部分修正

2-8 関係機関との連携

いじめ防止等の対策のため、**教育委員会**、警察、県中央こども家庭相談センター、こどもサポートセンターゆう、法務局、医療機関などの関係機関と、日常的な情報交換や連絡会議を開催するなど適切な連携を進める。

2-9 教職員研修の実施

(9ページ) 囲み部分修正・加筆

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認める**とき。また、自由な学習活動や人間関係の構築を妨げられている疑いがある**と認められる**とき。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態とはいえない」と判断したとしても、迅速に報告・調査等に着手する。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(11 ページ)

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(12 ページ) 囲み部分加筆

附則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

